鹿児島県立博物館考古資料館保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国登録有形文化財(建造物)鹿児島県立博物館考古資料館の保存と活用に係る計画を策定するため, 鹿児島県立博物館考古資料館保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、鹿児島県立博物館考古資料館の保存と活用に係る計画について審議 する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから鹿児島県教育委員会(以下「教育委員会」という。) が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事項が終了する日までとする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報償費及び旅費)

第7条 委員及び前条第2項の規定により出席した者には、「報償費」及び「旅費」を 支給することができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、委員会での協議の上、非公開とすることができる。

第9条 委員会の庶務は、鹿児島県教育庁文化財課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年10月1日から施行し、第2条に規定する所掌事項の終了をもってその効力を失う。

(会議招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教 育長が招集する。